備考
1　報告者が法人の場合にあっては、「報告者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「報告者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
2　報告者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名については、英語による表記を併記すること。
3　氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。
4　1．⑴の⑥の「遺伝資源」については、遺伝資源の学名が明らかな場合には、学名を記載すること。また、②の「許可証等の発給機関」及び⑤の「提供者」については、英語による表記を併記すること。
5　1．⑵の「当該遺伝資源の利用に併せて利用することを目的として当該遺伝資源に関連する伝統的な知識を取得している場合」については、該当するものにチェックをすること。
6　2．の「遺伝資源の利用（研究及び開発）に係る事項」については、該当するものにチェックをすること（複数回答可）。今後の予定の情報の記載も可とする。
7　3．の「国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報」については、遺伝資源の取得に係る情報のうち国際クリアリングハウスへの提供又は環境省のウェブサイトへの掲載を希望しないものがある場合は、希望しない情報をそれぞれ具体的に記載すること。
8　4．の「報告の区分」については、該当するものにチェックすること。
9　許可証等の写しを添付すること。ただし、当該個人又は法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報は除くことができる。
10　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第３（第２章第５の１⑴又は⑶関係）

遺伝資源の利用に関連する情報に係る報告書

平成　　年　　月　　日

環境大臣　殿

住　　所
報告者　氏　　名　　印
電話番号

遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針第２章第５の１⑴又は⑶の規定により、遺伝資源の利用に関連する情報について報告します。

1．報告に係る遺伝資源
（　　）

2．遺伝資源の利用の状況
a）□遺伝資源を利用中である。
b）□遺伝資源を利用していたが、現在は利用していない。
c）□その他（　　）

3．遺伝資源の利用の分野
a）□化粧品
b）□医薬品
c）□食料品又は飲料品
d）□植物育種
e）□その他の製品や品種の開発（分野：　　）
f）□非商業的な目的の研究
g）□その他（　　）

4．国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報
⑴　国際クリアリングハウス
（　　）
⑵　環境省のウェブサイト
（　　）

5．報告の区分
a）□第２章第５の１⑴に基づく報告（取得者による報告）
b）□第２章第５の１⑶に基づく報告（遺伝資源を利用する者による任意の報告）

備考
1　報告者が法人の場合にあっては、「報告者の氏名」については、法人の名称及び代表者の氏名を記載し、「報告者の住所」については、主たる事務所の所在地を記載すること。
2　報告者の氏名又は法人の名称及び代表者の氏名については、英語による表記を併記すること。
3　氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。
4　1．の「報告に係る遺伝資源」については、当該報告対象となる遺伝資源について、その学名が明らかな場合には、学名を記載すること。様式第１により報告した場合は、国際遵守証明書の固有の識別記号の記載も可とする。
5　2．の「遺伝資源の利用の状況」とは、研究、開発、イノベーション、商業化前、商業化等のいずれかの段階にあること又はあったことをいい、a）、b）又はc）のうち該当するいずれかのものにチェックすること。c）の場合は、その具体的な状況を記載すること。なお、遺伝資源を廃棄したため利用していない場合にはその旨を記載すること。
6　3．の「遺伝資源の利用の分野」については、2．でa）又はb）と回答した場合、該当するものにチェックすること（複数回答可）。
7　4．の「国際クリアリングハウスへの提供等を希望しない情報」については、遺伝資源の利用に係る情報のうち国際クリアリングハウスへの提供又は環境省のウェブサイトへの掲載を希望しないものがある場合は、希望しない情報をそれぞれ具体的に記載すること。
8　5．の「報告の区分」については、該当するものにチェックすること。
9　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○厚生労働省告示第百九十五号

医療施設調査規則（昭和二十八年厚生省令第二十五号）第五条第一項、第六条第三項及び第十条第五項の規定に基づき、平成二十九年における静態調査の調査の期日、調査票の様式及び調査票の提出期限を次のように定める。

平成二十九年五月十八日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　調査の期日
平成二十九年十月一日とする。

二　調査票の様式
様式第一から様式第三までのとおりとする。

三　調査票の提出期限
平成二十九年十一月十日とする。